

令和 5 年 9 月 28 日開催

総務常任委員会資料【所管事務調査】

上越市過疎地域持続的発展計画変更（案）について

上越市過疎地域持続的発展計画変更（案）の概要	・・・・・・・・	1
上越市過疎地域持続的発展計画変更案	・・・・・・・・	別冊 1
上越市過疎地域持続的発展計画変更案 新旧対照表	・・・・・・・・	別冊 2
上越市過疎地域持続的発展計画変更（案）に係る地域協議 会への諮問、答申の状況等について	・・・・・・・・	別紙 1
地域協議会での質問・意見	・・・・・・・・	参考資料

上越市過疎地域持続的発展計画変更（案）の概要

1 上越市過疎地域持続的発展計画の概要

- 上越市過疎地域持続的発展計画は令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことにより、令和3年度に策定した。
- 過疎地域の市町村が、法の定める目的を踏まえ、過疎地域の持続的発展を図るため定めることができる事業計画で、財政上の特別措置（過疎対策事業債等）を活用する場合などには策定が必要。
- 議会の議決を経て「過疎地域持続的発展計画」を定めることができる。

2 計画変更の背景

- 上越市過疎地域持続的発展計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間となっている。
- 現行の上越市過疎地域持続的発展計画は、上越市の最上位計画である上越市第6次総合計画に基づき策定していたものだが、令和4年度に上越市第7次総合計画や上越市第3次財政計画などの主要計画の策定に伴い、本計画において文言の修正等の変更を行うもの。

3 変更内容

- (1) 上越市第7次総合計画の策定に伴う変更
 - ・上越市第7次総合計画との文言等との整合を図る。
- (2) 上越市第3次財政計画の策定に伴う変更
 - ・過疎地域の持続的発展に資する事業を追加する。
- (3) 各種統計情報の更新等
 - ・時点修正可能なものは最新の数値へ更新する。
 - ・その他文言修正が必要なものは修正する。

4 スケジュール

- 10月上旬～10月下旬 パブリックコメント実施
- 11月上旬～中旬 新潟県との協議
- 12月 市議会12月定例会に上程